

寒川町補助金の交付等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ （補助金等の交付の申請） 第3条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添え、町長が別に定める期日までに _____ 提出しなければならない。 （1）～（3） （略）	～略～ （補助金等の交付の申請） 第3条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添え、町長が別に定める期日までに<u>町長に</u>提出しなければならない。 （1）～（3） （略）
～略～ （補助金等の決定の通知） 第6条 町長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその内容及び _____ 条件を付した場合には _____、指令書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。 （補助金等の支出の時期及び方法） 第7条 補助金等<u>の支出は、特別の場合を除き、補助金等の交付決定通知後速やかに処理</u>するものとする。 _____ _____ _____ _____ 2 <u>前項の場合において、町長は必要と認めるときは、補助金等を分割して支出することができる。</u> （実績報告） 第8条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき _____ は、実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、<u>5月31日</u> _____ _____ _____ までに提出しなければならない。 （1）～（3） （略） 2 （略） （加える）	～略～ （補助金等の決定の通知） 第6条 町長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその内容及び<u>これに条件を付した場合にはその条件を</u>、指令書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。 （補助金等の支出の時期及び方法） 第7条 補助金等 _____ は、<u>補助事業者等が補助事業等を完了した後において交付 _____ するものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前であっても補助金等の全部又は一部を交付することができる。</u> （削る） （実績報告） 第8条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき<u>又は補助金の交付決定に係る町の会計年度が終了したときは</u>、実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、<u>別段の定めがある場合を除き、当該補助事業等の完了の日又は町の会計年度が終了した日のいずれか早い方の日から2月を経過する日</u>までに提出しなければならない。 （1）～（3） （略） 2 （略） <u>（消費税等に係る仕入控除税額の確定</u>

～略～
(加える)

(加える)

(加える)
(加える)

(実施細目)

第11条 (略)

～略～

第1号様式(第3条関係)

(別紙のとおり)

第3号様式(第3条関係)

(別紙のとおり)

第4号様式(第6条関係)

(別紙のとおり)

第5号様式(第8条関係)

(別紙のとおり)

第7号様式(第8条関係)

(別紙のとおり)

に伴う報告等)

～略～

第11条 補助事業者等は、補助事業等完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）が確定したときは、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により、速やかに町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金等のうち消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する額について、返還を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者等は、別に定めのある場合を除き、補助の対象として取得し、又は効用の増加した財産を、町長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を町に納付した場合又は補助金等の目的及び当該財産の耐用年数等を勘案して相当と認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

(実施細目)

第13条 (略)

～略～

第1号様式(第3条関係)

(別紙のとおり)

第3号様式(第3条関係)

(別紙のとおり)

第4号様式(第6条関係)

(別紙のとおり)

第5号様式(第8条関係)

(別紙のとおり)

第7号様式(第8条関係)

(別紙のとおり)

(加える)

～略～

第8号様式(第11条関係)

(別紙のとおり)

～略～

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の寒川町補助金の交付等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金等について適用し、同日前の申請に係る補助金等については、なお従前の例による。

(現行)

(改正案)

第1号様式(第3条関係)

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

年 月 日

寒川町長様

(あて先) 寒川町長

住 所

住 所

団 体 名

団 体 名

代表者名 _____ ㊞

代表者名 _____

年度 交付申請書

年度 交付申請書

寒川町補助金の交付等に関する規則第3条の規定に基づき 年度
について、交付を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

寒川町補助金の交付等に関する規則第3条の規定に基づき 年度
について、交付を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

申請額 円

申請額 円

(現行)

第3号様式(第3条関係)

収 支 予 算 書

収 入

科 目	予 算 額	内 容
収 入 合 計		

支 出

科 目	予 算 額	内 容
支 出 合 計		

この様式に準ずる当該団体の予算書をもつてこれに代えることができる。

(改正案)

第3号様式(第3条関係)

収 支 予 算 書

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	内 容
寒川町補助金		
前年度繰越金		
収 入 合 計		

支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	町補助金充当額	内 容
支 出 合 計			

この様式に準ずる当該団体の予算書をもつてこれに代えることができる。

(現行)

第4号様式(第6条関係)

寒川町指令 第 号
年 月 日

様

寒川町長 印

年度 交付決定について(通知)

年 月 日補助申請のあつた 年度 に対し、

寒川町補助金の交付等に関する規則第6条の定めるところにより次のとおり交付する。

補助金額 円

交付条件

(改正案)

第4号様式(第6条関係)

寒川町指令 第 号
年 月 日

様

寒川町長

年度 交付決定について(通知)

年 月 日補助申請のあつた 年度 に対し、

寒川町補助金の交付等に関する規則第6条の定めるところにより次のとおり交付する。

補助金額 円

交付条件

- (1) 補助事業等の内容及び事業費を変更しようとする場合は、速やかに町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他町長が必要と認める条件

(現行)

(改正案)

第5号様式(第8条関係)

第5号様式(第8条関係)

年 月 日

年 月 日

寒川町長様

(あて先) 寒川町長

住 所

住 所

団 体 名

団 体 名

代表者名 _____ ㊞

代表者名 _____

年度 実績報告書

年度 実績報告書

年 月 日寒川町指令 第 号をもって交付決定のあつた

年 月 日寒川町指令 第 号をもって交付決定のあつた

について、その実績を別紙のとおり報告します。

について、その実績を別紙のとおり報告します。

(現行)

第7号様式(第8条関係)

収 支 精 算 書

収 入

科 目	予 算 額	精 算 額	増 減	内 訳
合 計				

支 出

科 目	予 算 額	精 算 額	増 減	内 訳
合 計				

翌年度繰越額 円

この様式に準ずる当該団体の決算書をもつてこれに代えることができる。

(改正案)

第7号様式(第8条関係)

収 支 精 算 書

収 入

(単位:円)

科 目	予 算 額	精 算 額	内 訳
寒川町補助金 前年度繰越金			
合 計			

支 出

(単位:円)

科 目	予 算 額	精 算 額	町補助金充当額	内 訳
合 計				

翌年度繰越額 円

この様式に準ずる当該団体の決算書をもつてこれに代えることができる。

第8号様式(第11条関係)

年 月 日

(あて先) 寒川町長

住 所

団 体 名

代表者名

消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け寒川町指令 第 号にて交付決定を受けた、 年度
に係る消費税及び地方消費税仕入額控除税額について報告します。

1 補助金等の交付確定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金にかかる消費税及び地方
消費税の仕入控除税額（補助金等返還相当額）

金 円

3 補助金等返還相当額がない場合は、その理由を記載してください。

※積算や内訳等の分かる資料を添付してください。